

職 発 第 1209001 号  
平成 20 年 12 月 9 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長  
(公印省略)

非正規労働者、高年齢者、障害者、外国人労働者等の離職等に係る支援等  
について

世界的な金融危機の影響等により雇用失業情勢は下降局面にあり、今後更に、派遣労働者、期間工等の非正規労働者等を中心に大量離職の発生や、また新規学卒者の採用内定取消し等も懸念されるところ、これらに対する支援等を適切に行うため、平成20年11月28日付け職発第1128005号「派遣労働者、期間工等の非正規労働者等への支援等について」（以下「平成20年11月28日付け局長通達」という。）により通知したところである。

今般、非正規労働者、高年齢者、障害者、外国人労働者等（以下「非正規労働者等」という。）の離職等に係る支援等の更なる充実・強化を図るため、各都道府県労働局においては、上記の平成20年11月28日付け局長通達に加え、下記の取組を行うこととしたので、その実施に遺漏なきよう万全を期されたい。

## 記

### 1 情報の収集

#### (1) 大量雇用変動届の提出指導等

大量雇用変動の届出及び再就職援助計画の作成等については、平成 20 年 5 月 29 日付け職発第 0529003 号別添「雇用対策法の再就職援助計画認定審査基準及び大量の雇用変動の届出等に係る業務取扱要領」（以下「要領」という。）に基づき、取り扱っていただいているところである。

このうち、大量の雇用変動については、要領Ⅲの第 2 の 1 (3)イによれば、一の事業所において、「日々又は 6 月以内の期間を定めて雇用された者であって同一の事業主に 6 月を超えて引き続き雇用されるに至っている者及び 6 月を超える期間を定めて雇用された者であって同一の事業主に当該期間を超えて引き続き雇用されるに至っている者」のうち、「自己の都合又は自己の責めに帰すべき理由によらないで離職する者」の数が 30 以上となった場合にも、該当するものと整理されている。すなわち、雇用期間の定めのある労働者であっても契約更新により実態として同一の事業主に 6 月を超えて引き続き雇用されている者については、契約期間満了により離職する場合であっても、その数が 30 以上となった場合は、大量雇用変動の届出が必要

であるということである。

しかしながら、上記大量の雇用変動については、事業主の制度に対する理解不足等により、大量雇用変動の届出がなされていないこともあると考えられる。

このため、各公共職業安定所においては、以下の取組を実施すること。

- ① 期間工や登録型派遣労働者等を多数雇用する事業主に対して、期間工や派遣労働者等であっても大量雇用変動の届出の要件に該当する場合があることについて、下記3のとおり配布するパンフレットも活用しつつ、公共職業安定所の窓口、セミナー、事業所訪問や雇用保険、助成金の手続き等の機会をとらえて周知徹底を図ること。
- ② 新聞報道等により期間工や派遣労働者等の大規模な雇止めなどが行われる情報等を把握した場合には、速やかに事業主に対して聞き取り調査等を行い、大量雇用変動の届出の要件に該当すると判断される場合には、事業主に対して、大量雇用変動の届出を行うよう助言・指導を行うこと。

なお、離職者に障害者が含まれている場合は、その数を括弧書きすることとしているので、この旨が徹底されるよう指導すること。

## (2) 高年齢者等に係る多数離職の届出の提出指導等

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高齡法」という。）第16条に基づく多数離職の届出及び高齡法第17条に基づく求職活動支援書については、平成20年4月1日付け職高発第0401007号「高年齢者等の再就職の促進・援助等」（以下「平成20年4月1日付け局長通達」という。）記1（1）に基づき事業主に対する周知・啓発、在職中の高年齢者に対する周知等を速やかに実施すること。

なお、多数離職の届出に係る対象者の範囲及び求職活動支援書の交付対象者の範囲（いずれも再就職援助措置の対象となる高年齢者等の範囲（高齡法施行規則第6条第1項と同一））については、非正規労働者についても対象者となる場合があることに留意すること。

## (3) 障害者解雇届の提出指導等

事業主が障害者を解雇する場合には、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第81条に基づき、公共職業安定所長に障害者解雇届を提出することが義務づけられているところ（障害者職業紹介業務取扱要領第2章第10節参照）であるが、単に事業主からの届出を受理するだけでなく、窓口における職業相談や障害者就労支援機関からの情報提供等により、障害者の解雇を把握した場合には、速やかに障害者解雇届を提出するよう当該事業主に対する指導を徹底すること。

さらに障害者を雇用する事業主に対しては、解雇について届出義務があることを、機会を捉えて周知すること。

また、解雇された障害者に対しては、特定求職者雇用開発助成金を活用するなどして、その者に適した求人の開拓、職業指導等を積極的に行い、早期の再就職支援に努めること。また、事業主に対しても障害者の雇用拡

大や特例子会社の設立などを働きかけること。

#### (4) 外国人雇用状況届の提出指導

ア 昨年の雇用対策法改正により設けられた外国人の雇用状況の届出（以下「外国人雇用状況届」という。）制度の趣旨は、外国人労働者の雇用管理の改善やその再就職の援助を的確に図るため、正確な就労実態の把握を目的とするものであることから、引き続き、同届の履行確保に努めること。この際、外国人労働者の雇入れ時のみならず、離職の際にも届出が必要となることを事業主に徹底すること。

イ 外国人雇用状況届により得られた情報はもとより、各公共職業安定所における来所者に係る情報や外国人集住地域の市町村の担当部局から収集した情報を加え、日常的に都道府県労働局レベル及び公共職業安定所レベルにおいて的確に最新の情勢の把握及び分析に努めること。

#### (5) 住居喪失者の的確な把握

公共職業安定所が求職者の求職受理を行うに当たっては、総合的雇用情報システムの「特定求職者区分」に本人の特性に応じたコード番号を入力することとされているところであるが、住居喪失者については、今後特に的確な把握が求められることから、コード番号の入力に遺漏のないよう徹底すること。

また、公共職業安定所の窓口において把握される住居喪失者の状況については、今後報告を求めることがあり得るので、問題意識をもって日常的な把握に努めること。

#### (6) 採用内定取消しを行う場合の通知

職業安定法施行規則第35条及び「新規学校卒業者の採用に関する指針」において、採用内定取消しを行おうとする事業主は、あらかじめ公共職業安定所又は学校の長に通知するものとされていること等について、各地域の事業主団体にも協力を要請するほか、当該指針をホームページに掲載する等により、事業主への一層の周知に努めること。

また、大学等とも緊密に連携することにより、採用内定取消し等に関する情報の的確な把握に努めること。

#### (7) 詳細な状況把握

上記により離職（予定）を把握した場合には、事業主や派遣先から内容や時期、経緯・理由等を聴取するとともに、離職（予定）者に係る雇用保険の適用状況や社宅・寮等の住宅を喪失する懸念のある労働者の状況についても聴取すること。

## 2 支援等

### (1) 都道府県労働局における緊急雇用対策本部の設置

ア 非正規労働者等を中心に大量離職の発生が見込まれるため、すべての

都道府県労働局において、労働局長を本部長とする緊急雇用対策本部を早急に設置すること。

また、地域の雇用失業情勢に与える影響、今後の非正規労働者の生活対策を考慮し、対策本部には必ず都道府県の関係部局を構成員として参画させるものとし、都道府県と密接に連携・協力し、雇用調整の情報の共有及び早期再就職支援等を行うものとする。

#### イ 労働基準行政との情報の共有

上記1により大型倒産、大量整理解雇等の情報を把握した場合には、労働基準関係法令等違反の未然防止等のため適時に臨検監督等を実施できるよう、当該情報を速やかに労働基準行政と共有させること。

### (2) 再就職援助計画に係る指導等

非正規労働者等であっても、再就職援助計画の提出の要件に該当する場合には提出の義務があることについて、事業主に対して再度周知徹底を図るとともに、非正規労働者等の雇止めに関する情報を把握した場合には、必要に応じて調査を行い、再就職援助計画の提出を求めるなどの指導等を行うこと。

### (3) 労働者派遣契約の解除等に係る指導等

労働者派遣契約の契約期間満了前に契約を解除しようとする事案については、派遣元事業主及び派遣先双方に対して、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第137号）及び派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第138号）に基づき、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずるよう指導を徹底すること。

指導に当たっては、平成20年11月28日付け職発第1128002号「現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえた労働者派遣契約の解除等に係る指導に当たっての労働者の雇用の安定の確保について」に基づき、適切に対応すること。（「平成20年11月28日付け局長通達」を再掲。）

### (4) 高年齢者等に係る求職活動支援書の作成等

多数離職の届出を受けたときは、管轄公共職業安定所は、管轄地域内の求人開拓に努めるほか、必要に応じ、他地域の公共職業安定所に求職者に関する情報として通報する等により、広範囲にわたり当該離職者に適合する求人の把握に努め、求人の申込みが行われた場合に迅速に再就職が図られるよう配慮すること。

また、求職活動支援書については、その作成及び交付等に係る事業主指導を適時適切に実施するとともに（平成20年4月1日付け局長通達記1(2)(3)）、求職活動支援書の作成に係る相談、援助についても、引き続き高年齢者雇用専門員を活用しつつ、地域団塊世代雇用支援事業との連携により円滑に実施すること（平成20年4月1日付け局長通達記1(4)(5)）。

### (5) 外国人労働者に係る雇用対策

当面の機動的な日系人等外国人労働者に係る雇用対策については、平成

20年10月31日付け職政発第1031001号、職開発1031001号、職外発第1031001号「外国人労働者に係る当面の機動的な雇用対策について」等により指示しているところであるが、改めて以下のとおり対応に遺漏無きよう徹底すること。

ア 外国人指針に基づく事業主に対する適切な指導について

① 外国人労働者の安易な解雇の防止及び再就職援助について

外国人労働者を雇用する事業主に対し、事業所規模を縮小・廃止する場合であっても、外国人労働者を安易に解雇することのないよう指導すること。

やむを得ず解雇等を行う場合であっても、外国人労働者の離職に際しては、事業主は、雇用対策法第8条の規定において、再就職の援助に関し、必要な措置を講ずるよう努めることとされていることから、外国人離職者に係る事業主、とりわけ大量の離職が発生した業種・地域に係る事業主に対して、この旨、適切な指導を行うこと。

② 労働・社会保険の適用について

労働・社会保険については、セーフティネットであるにもかかわらず外国人労働者に対する適用に関して的確な理解をしていない事業主も散見されることから、日本人労働者と等しく適用されることや関係法令に基づく事業主の責務を遵守すべきことについて改めて周知徹底するとともに、労働保険又は社会保険未加入等の疑いがある事案を把握した場合には、関係行政機関に対し速やかに遺漏無く情報提供を行うこと。

なお、窓口において、雇用保険の適用要件を満たしているにもかかわらず、雇用保険が適用されていなかった求職者を把握した場合は、適切に対応すること。

イ 外国人に係る公共職業安定所のマッチング機能の強化について

日系人集住地域を管轄する公共職業安定所においては、様々な取組みを進めているところであるが、上記1(4)による雇用情勢の把握・分析の結果や上記2(5)アの事業主指導の徹底と相まって、①市町村とも連携した母国語による情報提供・相談体制の構築、②日系人就職促進ナビゲーターのより効果的な活用、③既存の各種事業・助成金の効果的な活用に留意の上、マッチング機能等の発揮に努めること。

(6) 雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金、労働移動支援助成金をはじめとする各種施策による雇用確保の依頼

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金については、非正規労働者等であっても、要件を満たせば支給対象となり得ることから、事業主等から非正規労働者等の雇用調整に係る相談があった場合には、積極的に活用するよう促すこと。

また、再就職援助計画等の提出があった事業所に対しては、労働移動支援助成金についての周知徹底を図ること。

(7) 住居喪失者への支援

ア 社員寮等入居者に対する配慮の要請

解雇等による離職に伴い、労働者が社員寮等からの退去を余儀なくされる事案を把握した場合には、生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないように、当該事業主に対し、離職後も一定期間の入居について配慮を求めること。

イ 住居喪失者に対する就労支援

公共職業安定所は、労働市場のセーフティネットとしての機能を果たすため、法令に違反しない限りすべての求職の受理をする責務があるところであり、住居喪失者についても求職受理を拒むことのないよう留意すること。

また、住居喪失者の就労支援については、これまで、主に大都市部においてネットカフェ等に寝泊まりしながら不安定就労に従事する者を対策の対象として念頭におきながら、平成20年3月28日付け職発第0328005「ホームレス及び住居喪失不安定就労者の就業機会確保対策について」等に基づいて推進しているところであるが、大都市部以外において社員寮からの退去等によって住居喪失者となった者であっても、対応の考え方の基本は同じであり、当該通達に基づいて、住居を必要とする求職者に対しては、社員寮付きの求人や住み込み可能求人の情報提供、職業相談及び職業紹介を行うとともに、求職者のニーズに応じ、求人担当部門と連携の上、求人開拓に努める、受講可能な公共職業訓練について情報提供する等、的確に対応すること。

ウ 移転費、広域求職活動費の活用

離職により住所又は居所を喪失した若しくは喪失しそうな受給資格者について、住込みの求人又は住居手当付きの求人（以下「住込みの求人等」という。）に応募するため、広範囲の地域にわたる求職活動が必要であると認められる場合は、移転費や広域求職活動費について周知すること。

また、再就職援助計画及び大量雇用変動届等を含め、当該受給資格者に対し、住込みの求人等の紹介又は実見を指示した場合は、移転費や広域求職活動費の支給申請手続きが円滑に行われるよう、職業紹介部門と雇用保険給付部門が緊密に連携を図ること。

エ 雇用促進住宅への入居あっせん

雇用促進住宅については、社員寮等の退去を余儀なくされた住居喪失者その他の求職者であって、緊急避難的な入居を必要としている者に対して、入居あっせんを行うこととしているため、非正規労働者就労支援センター及び主要な公共職業安定所においては、当該求職者が住居に係る相談をしてきた場合は、廃止決定していない雇用促進住宅を紹介の上、速やかに入居あっせんを行うこと。

なお、詳細については、別途通知するものであること。

(8) 採用内定取消しを行おうとする事業主への指導及び採用内定を取り消さ

れた学生等への就職支援

最近の雇用失業情勢が下降局面にある中、新規学卒者の円滑な就職を促進するため、採用内定取消し事案に対し、より適切に対応していくことが重要であることから、別途通知するとおり、学生職業センター及び学生等職業相談窓口内に特別相談窓口を設置し、採用内定取消しの通知を受けた大学生等からの相談に対応する等の取組を指示したところであるので、適切に対応すること。

特に、採用内定取消しを行った事業所を管轄する公共職業安定所は、その事業主に対して「新規学校卒業者職業紹介業務取扱要領」（平成 13 年 4 月 2 日付け職発第 196 号別添 1）の第 7 の規定に基づき、採用内定取消しの回避等を指導するほか、採用内定取消しを受けた学生等の意向を十分に踏まえ、学校とも緊密に連携を図りつつ、求人情報の提供、職業紹介等の支援を実施すること。（「平成 20 年 11 月 28 日付け局長通達」を再掲。）

#### （9）離職を余儀なくされた者に対する再就職支援

必要に応じ、公共職業安定所に特別相談窓口を設置する等により、離職を余儀なくされた非正規労働者等に対する職業相談及び職業紹介や雇用保険手続き等について適正な対応を行うこと。

##### ア 職業相談及び職業紹介

非正規労働者であった者等が就業の機会を求めて求職者として来所した場合、それぞれの態様に応じて、当該求職者のニーズに応じてきめ細やかな就職支援を行うこと。さらに、必要に応じて個別の求人開拓を実施すること。

##### イ 雇用保険制度の周知・指導

離職を余儀なくされた者の雇用保険手続きに関し、迅速に対応すること。  
また、再就職援助計画及び大量雇用変動届等が提出された場合を含め、大量離職が発生する事業所の事業主（派遣労働者の離職については、個々の派遣元事業主）から、離職（予定）者に係る雇用保険の適用状況を聴取するとともに、当該事業主及び離職（予定）者に対して、雇用保険制度の周知を行うこと。なお、事業主から聴取した適用状況に基づき、適用漏れがある場合には、遡及適用を行うなど、速やかに雇用保険の適切な手続きが行われるよう指導すること。（「平成 20 年 11 月 28 日付け局長通達」を再掲。）

##### ウ 非正規労働者就職支援センターにおける「派遣労働者等雇用安定プログラム」の実施等について

非正規労働者に対する就労支援については、平成 20 年 11 月 27 日付け職発第 1127003 号別添 1 「非正規労働者就労支援事業運営要領」に基づき、非正規労働者就労支援センターにおいて様々な支援をワンストップで提供しているところ、新たに住宅確保対策等の諸制度に係る相談やその活用の支援等を行うこと。

なお、詳細については、別途通知するものであること。

### 3 事業主に対する周知

上記の主な事項について、事業主に周知するためのパンフレットを、12月中旬以降配布する予定である。公共職業安定所の窓口、事業主に対するセミナー、事業所訪問、雇用保険や助成金の手続き等で配布することにより活用すること。併せて、電子媒体を送付するので、各都道府県労働局のホームページに掲載して周知を図ること。

### 4 本省との情報共有

重要案件については、本省の各担当課に随時報告する他、月例の労働市場情報官情報等を活用して本省との情報共有を図ること。

### 5 関係通達の整備

平成13年9月3日付け職発第507号「大量離職発生に係る指導援助等について」別添の1(1)及び(2)中「雇用計画官」を「労働市場情報官」に、(4)中「高齢法に基づき再就職援助計画」を「高齢法に基づき多数離職届」に改めること。

2(2)中「及び高齢法」を削り、「再就職援助計画」の下に、「及び高齢法に基づく多数離職届」を加えること。